

## 「業務方法書」新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第2章 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第2款 代理援助及び書類作成援助</p> <p>第3節 <u>国選弁護、国選付添及び被害者</u> <u>国選弁護関連業務並びにその附</u> <u>帯業務の方法</u></p> <p>第3款 <u>国選弁護人、国選付添人及び</u> <u>国選被害者参加弁護士</u>の候補 の指名及び裁判所に対する通 知に関する事項 (第73条<u>二</u> 第74条の2)</p> <p>第5款 支援法第39条第4項、第3 9条の2第3項及び第39条 の3第3項に規定する協力に 関する事項 (第76条<u>一</u>第7 6条の3)</p>	<p>目次</p> <p>第2章 (同左)</p> <p>第2節 (同左)</p> <p>第2款 (同左)</p> <p>第3節 国選弁護<u>及び</u>国選付添関連業務 並びにその附帯業務の方法</p> <p>第3款 国選弁護人等の候補の指名及 び裁判所に対する通知に関す る事項(第73条・第74条)</p> <p>第5款 支援法第39条第4項<u>及び</u>第 39条の2第3項に規定する 協力に関する事項 (第76条 ・第76条の2)</p>
<p>第2章 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第2款 代理援助及び書類作成援助</p> <p>(方法及び対象)</p> <p>第8条 代理援助は、次の各号に掲げる方法 とし、それぞれ当該各号に<u>定める</u>手続を対 象とする。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(援助要件)</p> <p>第9条 代理援助及び書類作成援助(以下「代 <u>理援助等</u>」<u>という。</u>)は、次に掲げる要件 の<u>いずれにも</u>該当する場合に行う。</p>	<p>第2章 (同左)</p> <p>第2節 (同左)</p> <p>第2款 (同左)</p> <p>(方法及び対象)</p> <p>第8条 代理援助は、次の各号に掲げる方法 とし、それぞれ当該各号に<u>掲げる</u>手続を対 象とする。</p> <p>一～二 (同左)</p> <p>2 (同左)</p> <p>(援助要件)</p> <p>第9条 代理援助及び書類作成援助は、次に 掲げる要件の<u>すべてに</u>該当する場合に行 う。</p>

一 申込者が、別表1の代理援助等資力基準に定める資力に乏しい国民等であること。

二～三 (略)

(代理援助等資力基準の基本的考え方)

第10条 代理援助等資力基準は、生活保護法(昭和25年法律第144号)における保護の基準を踏まえるとともに、申込者の家賃、住宅ローン、医療費その他やむを得ない出費等資力にかかわる個別の事情をも考慮し得るものとして定める。

(報酬及び実費の立替基準)

第12条 前条第1項第1号及び第2号の規定による報酬及び実費の立替えは、次に掲げる事項を踏まえて別表3に定める基準(以下「立替基準」という。)による。

一～三 (略)

### 第3款 法律相談援助

(援助要件)

第15条 法律相談援助は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に行う。

一 申込者が、別表2の法律相談援助資力基準に定める資力に乏しい国民等であること。

二 民事法律扶助の趣旨に適すること。

(法律相談援助資力基準の基本的考え方)

第15条の2 法律相談援助資力基準は、申込者の手続的な負担の軽減を考慮した上で、第10条に規定するところにより定める。

一 申込者が、別表1の民事法律扶助資力基準(以下「資力基準」という。)に定める資力に乏しい国民等であること。

二～三 (同左)

(資力基準の基本的考え方)

第10条 資力基準は、生活保護法(昭和25年法律第144号)における保護の基準を踏まえ、一般的な勤労世帯の所得水準及び各地域における物価水準等を考慮したものとし、申込者の家賃、住宅ローン、医療費その他やむを得ない出費等資力にかかわる個別の事情を考慮し得るものとして定める。

(報酬及び実費の立替基準)

第12条 前条第1項第1号及び第2号の規定による報酬及び実費の立替えは、次に掲げる事項を踏まえて別表2に定めた基準(以下「立替基準」という。)による。

一～三 (同左)

### 第3款 (同左)

(援助要件)

第15条 法律相談援助は、第9条第1号及び第3号に掲げる要件のいずれにも該当する場合に行う。

(新設)

(新設)

(新設)

(事務所相談登録弁護士・事務所相談登録司法書士)

第20条 (略)

2～5 (略)

6 事務所相談登録弁護士及び事務所相談登録司法書士は、援助の申込みがあり、第15条各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、特段の事情がない限りその申込みを受理し、法律相談援助を行うものとする。

7～8 (略)

#### 第4款 援助の申込み

(申込手続)

第25条 前条の申込みをする者は、所定の申込書(以下「援助申込書」という。)に、住所、氏名、職業、収入、資産及び家族並びに事件の相手方がいる場合にあっては相手方の住所及び氏名その他必要な事項を記入し、提出しなければならないものとする。

2 (略)

3 次条第4項に規定する場合及び同条第7項に規定するところにより地方事務所長が法律相談援助を省略して同条第6項に規定する審査に付する場合には、申込者は、援助申込書に、家族の同居、別居の別その他必要な事項を追加して記入しなければならないものとする。

(法律相談援助から審査に至る手続等)

第26条 地方事務所長又は法律相談担当者は、第24条に規定する申込みを受けたときは、その案件(以下「申込案件」という。)が第15条各号に掲げる要件のいずれにも該当しているか否かを速やかに確認するものとする。

2 地方事務所長は、申込案件が第15条各

(事務所相談登録弁護士・事務所相談登録司法書士)

第20条 (同左)

2～5 (同左)

6 事務所相談登録弁護士及び事務所相談登録司法書士は、援助の申込みがあり、第9条第1号及び第3号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、特段の事情がない限りその申込みを受理し、法律相談援助を行うものとする。

7～8 (同左)

#### 第4款 (同左)

(申込手続)

第25条 前条の申込みをする者は、所定の申込書(以下「援助申込書」という。)に、住所、氏名、職業、収入、資産、同居の家族及び希望する援助の方法並びに事件の相手方がいる場合にあっては相手方の住所及び氏名その他必要な事項を記入し、提出しなければならないものとする。

2 (同左)

(新設)

(法律相談援助から審査に至る手続等)

第26条 地方事務所長又は法律相談担当者は、前条に規定する申込みを受けた場合に、その案件(以下「申込案件」という。)が第9条第1号及び第3号に掲げる要件のいずれにも該当しているかを速やかに確認するものとする。

2 地方事務所長は、申込案件が第9条第1

号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、法律相談担当者に法律相談援助を行わせる。

3 法律相談担当者は、申込案件が第15条各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、法律相談援助を行うものとする。

4～9 (略)

#### 第5款 代理援助等の審査

(申込みの取下げ)

第27条 (略)

2 地方事務所長は、申込者が次に掲げる要件のいずれかに該当するとき、援助の申込みの取下げがあったものとみなすことができる。

一～三 (略)

(申込みに対する決定)

第28条 地方事務所長は、第26条第6項から第8項までの規定により審査に付された申込案件について、地方扶助審査委員の判断に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する決定をする。

一 第9条各号に掲げる要件のいずれにも該当するとき 援助を開始する決定 (以下「援助開始決定」という。)

二 (略)

2～4 (略)

(事件進行中の立替金の償還及び猶予)

第32条 (略)

2 (略)

3 地方事務所長は、被援助者が次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、事件進行中の期間における立替金の償還を猶予することができる。

号及び第3号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、法律相談担当者に法律相談援助を行わせる。

3 法律相談担当者は、申込案件が第9条第1号及び第3号に掲げる要件のいずれにも該当すると認めるときは、法律相談援助を行うものとする。

4～9 (同左)

#### 第5款 代理援助及び書類作成援助の審査

(申込みの取下げ)

第27条 (同左)

2 地方事務所長は、申込者が次に掲げるいずれかに該当するとき、援助の申込みの取下げがあったものとみなすことができる。

一～三 (同左)

(申込みに対する決定)

第28条 地方事務所長は、第26条第6項から第8項までの規定により審査に付された申込案件について、地方扶助審査委員の判断に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に規定する決定をする。

一 第9条各号に掲げる要件のすべてに該当するとき 援助を開始する決定 (以下「援助開始決定」という。)

二 (同左)

2～4 (同左)

(事件進行中の立替金の償還及び猶予)

第32条 (同左)

2 (同左)

3 地方事務所長は、被援助者が次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、事件進行中の期間における立替金の償還を猶予することができる。

一～二 (略)

(援助不開始の特例)

第34条 地方事務所長は、地方扶助審査委員が申込案件について第9条各号に掲げる要件のいずれにも該当すると判断した場合であっても、次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、援助不開始決定をすることができる。

一～三 (略)

2～3 (略)

第8款 償還の免除、みなし消滅

(償還免除)

第65条 地方事務所長は、終結決定と同時に又はその後において、被援助者が次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、理事長の承認を得て、立替金の全部又は一部の償還の免除を決定することができる。ただし、被援助者が相手方等から金銭等を得、又は得る見込みがあるときは、当該金銭等の価額の100分の25に相当する金額については、扶養料、医療費その他やむを得ない支出を要するなど特別の事情のない限り、その償還の免除を決定することができない。

一～二 (略)

2 (略)

第3節 国選弁護、国選付添及び被害者国選弁護関連業務並びにその附帯業務の方法

第1款 通則

(定義)

第71条 (略)

一～十二 (略)

一～二 (同左)

(援助不開始の特例)

第34条 地方事務所長は、地方扶助審査委員が申込案件について第9条各号に掲げる要件のすべてに該当すると判断した場合であっても、次に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、援助不開始決定をすることができる。

一～三 (同左)

2～3 (同左)

第8款 (同左)

(償還免除)

第65条 地方事務所長は、終結決定と同時に又はその後において、被援助者が次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、理事長の承認を得て、立替金の全部又は一部の償還の免除を決定することができる。ただし、被援助者が相手方等から金銭等を得、又は得る見込みがあるときは、当該金銭等の価額の100分の25に相当する金額については、扶養料、医療費その他やむを得ない支出を要するなど特別の事情のない限り、その償還の免除を決定することができない。

一～二 (同左)

2 (同左)

第3節 国選弁護及び国選付添関連業務並びにその附帯業務の方法

第1款 (同左)

(定義)

第71条 (同左)

一～十二 (同左)

<p><u>十三 被害者参加弁護士契約弁護士 センターとの間で国選被害者参加弁護士の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士をいう。</u></p>	(新設)
<p><u>十四 一般被害者参加弁護士契約 センターが国選被害者参加弁護士の事務の取扱いについて弁護士と締結する契約のうち、報酬及び費用が事件ごとに定められる契約をいう。</u></p>	(新設)
<p><u>十五 一般被害者参加弁護士契約弁護士 センターとの間で一般被害者参加弁護士契約を締結している弁護士をいう。</u></p>	(新設)
<p><u>十六 勤務契約 センターが国選弁護人等又は国選被害者参加弁護士の事務の取扱いについて弁護士と締結する契約のうち、センターに勤務し、給与を受けて国選弁護人等又は国選被害者参加弁護士の事務を取り扱う契約をいう。</u></p>	<p><u>十三 勤務契約 センターが国選弁護人等の事務の取扱いについて弁護士と締結する契約のうち、センターに勤務し、給与を受けて国選弁護人等の事務を取り扱う契約をいう。</u></p>
<p><u>十七 勤務弁護士 センターとの間で勤務契約を締結している弁護士をいう。</u></p>	<u>十四</u> (同左)
<p><u>十八 国選弁護人等候補指名通知請求 裁判所若しくは裁判長又は裁判官(以下「裁判所等」という。)がセンターに対して国選弁護人等の候補を指名して通知するよう求めることをいう。</u></p>	<u>十五</u> (削除)
<p><u>十九 国選被害者参加弁護士候補指名通知請求 裁判所がセンターに対して国選被害者参加弁護士の候補を指名して通知するよう求めることをいう。</u></p>	(新設)
<p><u>二十 選定請求 被害者参加人(事件の手續への参加の申出を行い、未だ裁判所による参加の許可がされていない者を含む。以下同じ。)がセンターを經由して裁判所に対して国選被害者参加弁護士を選定するよう請求することをいう。</u></p>	(新設)
<p>第2款 弁護士との契約に関する事項</p>	<p>第2款 (同左)</p>

(国選弁護士契約及び国選付添人契約並びに国選被害者参加弁護士契約の方法)

第72条 センターは、支援法第30条第1項第3号に規定する業務を行うため、国選弁護士等又は国選被害者参加弁護士の事務を取り扱うことについて弁護士と契約を締結する。

2 センターは、弁護士と一般国選弁護士等契約又は一般被害者参加弁護士契約を締結するときは、法務大臣の認可を受けた国選弁護人の事務に関する契約約款（以下「国選弁護士契約約款」という。）若しくは国選付添人の事務に関する契約約款（以下「国選付添人契約約款」といい、これらの約款を「国選弁護士等契約約款」という。）又は国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款（以下「被害者参加弁護士契約約款」という。）による。

3 センターは、地方事務所において、当該地方事務所の所在地にある弁護士会の所属弁護士から一般国選弁護士等契約又は一般被害者参加弁護士契約の申込書及び添付書類の提出を受けることにより、一般国選弁護士等契約又は一般被害者参加弁護士契約の申込みを受け付ける。

4 (略)

5 地方事務所は、前項に基づき、申込書のとりまとめを行う弁護士会から、あらかじめ、国選弁護士等又は国選被害者参加弁護士として推薦する弁護士についてのみ申込書のとりまとめを行う旨の通知を受けているときは、弁護士会によるとりまとめを経ずにされた所属弁護士からの申込みについて、弁護士会が申込書のとりまとめを行っている旨を告げた上で申込書を受理し、当該申込者との契約締結について弁護士会に意見を求めた上で、申込みの諾否を判断する取扱いをする。

6 センターは、申込みが一般国選弁護士等

(国選弁護士契約及び国選付添人契約の方法)

第72条 センターは、支援法第30条第1項第3号に規定する業務を行うため、国選弁護士等の事務を取り扱うことについて弁護士と契約を締結する。

2 センターは、弁護士と一般国選弁護士等契約を締結するときは、法務大臣の認可を受けた国選弁護人の事務に関する契約約款（以下「国選弁護士契約約款」という。）又は国選付添人の事務に関する契約約款（以下「国選付添人契約約款」といい、これらの約款を「国選弁護士等契約約款」という。）による。

3 センターは、地方事務所において、当該地方事務所の所在地にある弁護士会の所属弁護士から一般国選弁護士等契約の申込書及び添付書類の提出を受けることにより、一般国選弁護士等契約の申込みを受け付ける。

4 (同左)

5 地方事務所は、前項に基づき、申込書のとりまとめを行う弁護士会から、あらかじめ、国選弁護士等として推薦する弁護士についてのみ申込書のとりまとめを行う旨の通知を受けているときは、弁護士会によるとりまとめを経ずにされた所属弁護士からの申込みについて、弁護士会が申込書のとりまとめを行っている旨を告げた上で申込書を受理し、当該申込者との契約締結について弁護士会に意見を求めた上で、申込みの諾否を判断する取扱いをする。

6 センターは、申込みが一般国選弁護士等

契約若しくは一般被害者参加弁護士契約に定める要件を満たさないとき又は申込者について国選弁護人等契約約款若しくは被害者参加弁護士契約約款に規定する契約締結障害事由があるときは、契約を締結しない。

7～8 (略)

9 センターは、弁護士と国選弁護人等又は国選被害者参加弁護士の事務を取り扱うことについて契約を締結したときは、遅滞なく、当該弁護士の氏名、事務所の所在地及び当該弁護士が締結している契約の種類（一般国選弁護人契約・一般国選付添人契約・一般被害者参加弁護士契約・勤務契約の別及び一般国選弁護人契約については普通国選弁護人契約・一括国選弁護人契約の別）を、選任又は選定に関係する裁判所及び当該弁護士の所属弁護士会に通知する。

10 センターは、弁護士と国選弁護人等又は国選被害者参加弁護士の事務を取り扱うことについて締結していた契約が終了したときは、遅滞なく、その旨を、選任又は選定に関係する裁判所及び当該弁護士の所属弁護士会に通知する。

第3款 国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の候補の指名及び裁判所に対する通知に関する事項

(指名通知業務の遂行体制に関する事項)

第73条 センターは、国選弁護人等候補指名通知請求を受けたときに、遅滞なく、国選弁護人等契約弁護士の中から、国選弁護人等の候補を指名し、裁判所等に通知するための体制及び国選被害者参加弁護士候補指名通知請求又は選定請求を受けたときに、遅滞なく、被害者参加弁護士契約弁護士の中から国選被害者参加弁護士の候補を

契約に定める要件を満たさないとき又は申込者について国選弁護人等契約約款に規定する契約締結障害事由があるときは、契約を締結しない。

7～8 (同左)

9 センターは、弁護士と国選弁護人等の事務を取り扱うことについて契約を締結したときは、当該弁護士の氏名、事務所の所在地及び当該弁護士が締結している契約の種類（一般国選弁護人契約・一般国選付添人契約・勤務契約の別及び普通国選弁護人契約・一括国選弁護人契約の別）を、関係する裁判所及び当該弁護士の所属弁護士会に遅滞なく通知する。

10 センターは、弁護士と国選弁護人等の事務を取り扱うことについて締結していた契約が終了したときは、その旨を、関係する裁判所及び当該弁護士の所属弁護士会に遅滞なく通知する。

第3款 国選弁護人等の候補の指名及び裁判所に対する通知に関する事項

(指名・通知業務の遂行体制に関する事項)

第73条 センターは、裁判所等から、国選弁護人等の候補を指名して通知するよう要請があったときは、遅滞なく、国選弁護人等契約弁護士の中から、国選弁護人等の候補を指名し、裁判所等に通知するための体制を整備する。

指名し、裁判所に通知するための体制を整備する。

2 センターは、地方事務所において、国選弁護士候補指名通知請求又は国選被害者参加弁護士候補指名通知請求若しくは選定請求を受けて、国選弁護士等契約弁護士又は被害者参加弁護士契約弁護士の中から国選弁護士等又は国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所等に通知する業務（以下「指名通知業務」という。）を行う。

3 センターは、前項の規定にかかわらず、特定の地方事務所の休業日における当該地方事務所が行うべき国選弁護士等に係る指名通知業務を、他の地方事務所において行わせることができる。

4 地方事務所は、その所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内にある複数の事務所で指名通知業務を行うときは、裁判所と協議の上、国選弁護士等候補指名通知請求又は国選被害者参加弁護士候補指名通知請求若しくは選定請求を受けて、国選弁護士等又は国選被害者参加弁護士の候補を指名通知する裁判所等と、当該国選弁護士等候補指名通知請求又は当該国選被害者参加弁護士候補指名通知請求若しくは当該選定請求に係る指名通知業務を行う事務所との対応関係をあらかじめ定める。

5 地方事務所は、指名通知業務を円滑に遂行するため、同業務を行う事務所ごとに、あらかじめ、選任又は選定に係る裁判所、国選弁護士等契約弁護士及び被害者参加弁護士契約弁護士との間での連絡方法を定める。

6 地方事務所は、指名通知業務を迅速かつ確実に遂行するため、同業務を行う事務所ごとに、あらかじめ、指名通知を行うための名簿（以下「指名通知用名簿」という。）を調製し、事務所に備え置く。

2 センターは、地方事務所において、その所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の裁判所等からの要請に対応して、国選弁護士等契約弁護士の中から国選弁護士等の候補を指名し、裁判所等に通知する業務（以下「指名・通知業務」という。）を行う。

ただし、当該地方事務所の休業日には、当該地方事務所が行うべき指名・通知業務を、他の地方事務所において処理する方式により同業務を行う。

3 地方事務所は、その所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内にある複数の事務所で指名・通知業務を行うときは、裁判所と協議の上、国選弁護士等候補の指名・通知を要請する裁判所等と、その要請を受け付けて指名・通知業務を行う事務所との対応関係をあらかじめ定める。

4 地方事務所は、指名・通知業務を円滑に遂行するため、同業務を行う事務所ごとに、あらかじめ、対応する裁判所及び国選弁護士等契約弁護士との間での連絡方法を定める。

5 地方事務所は、指名・通知業務を迅速かつ確実に遂行するため、同業務を行う事務所ごとに、あらかじめ、指名・通知を行うための名簿（以下「指名・通知用名簿」という。）を調製し、事務所に備え置く。

6～7 （削除）

7 地方事務所は、その所在地にある弁護士会から申出があるときは、弁護士会に指名通知用名簿の調製への協力を依頼し、これに基づいて指名通知用名簿を調製する。

8 地方事務所は、指名通知用名簿を調製するときは、選任又は選定に関する裁判所及び弁護士会と協議を行った上で、作成すべき名簿の種類、国選弁護人等又は国選被害者参加弁護士の候補として指名する手順その他指名通知業務を迅速かつ確実にを行うために必要な事項を定める。

9 地方事務所は、指名通知用名簿を調製した場合には、国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の候補の指名通知の運用状況について、選任又は選定に関する裁判所及び弁護士会と必要な協議を行う。

(国選弁護人等候補の指名通知の方法)

第74条 地方事務所は、国選弁護人等候補指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人等契約弁護士の中から、国選弁護人等の候補を指名し、裁判所等に通知する。

2 地方事務所は、一般国選弁護人等契約弁護士について指名通知業務を行う場合には、国選弁護人等契約約款に基づき、弁護士に国選弁護人等の候補として指名することについての打診を行い、その承諾を確認した上で、国選弁護人等候補として指名し、国選弁護人等候補指名通知請求をした裁判所等に通知する。

3 地方事務所は、指名通知した国選弁護人等契約弁護士が、支援法第39条第2項第2号に規定する弁護士であるときは、国選弁護人等指名通知請求をした裁判所等に対し、その旨を通知する。

4 地方事務所は、当該地方事務所の所在地にある弁護士会に対し、指名通知の結果を

8 地方事務所は、その所在地にある弁護士会から申出があるときは、弁護士会に指名・通知用名簿の調製への協力を依頼し、これに基づいて同名簿を調製する。

9 地方事務所は、前項に基づいて指名・通知用名簿を調製するときは、対応する裁判所及び弁護士会と協議を行った上で、第6項に規定する事項を定める。

10 地方事務所は、第8項に基づいて指名・通知用名簿を調製した場合には、国選弁護人等候補の指名・通知の運用状況について、弁護士会と必要な協議を行う。

(指名・通知の方法)

第74条 地方事務所は、裁判所等から国選弁護人等候補の指名・通知要請を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人等契約弁護士の中から、国選弁護人等の候補を指名し、裁判所等に通知する。

2 地方事務所は、一般国選弁護人等契約弁護士について指名・通知業務を行う場合には、国選弁護人等契約約款に基づき、弁護士に国選弁護人等の候補として指名することについての打診を行い、その承諾を確認した上で国選弁護人等候補として指名し、裁判所等に通知する

3 地方事務所は、指名・通知した国選弁護人等契約弁護士が、支援法第39条第2項第2号に規定する弁護士であるときは、指名・通知を要請した裁判所等に対し、その旨を通知する。

4 地方事務所は、当該地方事務所の所在地にある弁護士会に対し、指名・通知の結果

通知する。

(国選被害者参加弁護士候補の指名通知の方法)

第74条の2 地方事務所は、選定請求を受けたときは、裁判所に対し、これを通知するとともに、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号。以下「犯罪被害者等保護法」という。）第5条第2項の規定により提出を受けた書面（以下「提出書面」という。）を送付する。ただし、選定請求を受けた地方事務所が、当該選定請求に係る事件の係属する裁判所に対応する地方事務所（以下「対応地方事務所」という。）でないときは、対応地方事務所に対し、これを通知するとともに、提出書面を送付する。

2 地方事務所は、被害者参加人に対し、情報通信技術を利用する方法その他の方法により、提出書面の記載方法について助言を行うなど、被害者国選弁護制度の利用に関する情報及び資料を提供する。

3 対応地方事務所は、国選被害者参加弁護士候補指名通知請求又は選定請求を受けたときは、被害者参加人の意見を聴き、遅滞なく、被害者参加弁護士契約約款に基づき、一般被害者参加弁護士契約弁護士に国選被害者参加弁護士の候補として指名することについての打診を行い、その承諾を確認した上で、国選被害者参加弁護士の候補を指名し、裁判所に通知する。ただし、犯罪被害者等保護法第7条第1項各号のいずれかに該当することが明らかであると認めるときは、裁判所に対してその旨を通知し、指名通知をしないことができる。

4 対応地方事務所は、前項に規定する業務を行うに当たり、選定請求を受けた地方事務所その他の地方事務所の協力を求めるこ

を適宜通知する。

(新設)

とができる。

5 対応地方事務所は、指名通知した被害者参加弁護士契約弁護士が、支援法第39条の3第2項第2号に規定する弁護士であるときは、裁判所に対し、その旨を通知する。

6 対応地方事務所は、国選被害者参加弁護士候補として指名通知した被害者参加弁護士契約弁護士の所属弁護士会に対し、指名通知の結果を通知する。

第4款 報酬及び費用の算定及び支払に関する事項

(報酬及び費用の算定及び支払の方法)

第75条 センターは、第74条第1項に規定する通知に基づいて一般国選弁護人等契約弁護士が国選弁護人等に選任され、その法律事務を取り扱ったとき、又は国選被害者参加弁護士候補指名通知請求若しくは選定請求を受けて裁判所に指名通知した一般被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者参加弁護士に選定され、その法律事務を取り扱ったときは、国選弁護人等契約約款又は被害者参加弁護士契約約款に基づいて報酬及び費用を算定し、支払う。

2 地方事務所は、当該地方事務所が行った指名通知に基づいて国選弁護人等に選任された一般国選弁護人等契約弁護士又は国選被害者参加弁護士に選定された一般被害者参加弁護士契約弁護士について、前項に規定する報酬及び費用の額を算定し、当該弁護士にその額を通知する。

3 前項の通知に係る額に対し、弁護士から不服の申立てがされたときは、地方事務所は、再度その額の算定を行い、額を訂正すべきときは訂正した額を、それ以外ときは前項の通知に係る額を、当該弁護士に通知するとともに、その額を一般国選弁護人等契約又は一般被害者参加弁護士契約に基

第4款 (同左)

(報酬及び費用の算定及び支払の方法)

第75条 センターは、前条第1項に規定する通知に基づいて一般国選弁護人等契約弁護士が国選弁護人等に選任され、その法律事務を取り扱ったときは、国選弁護人等契約約款に基づいて報酬及び費用を算定し、支払う。

2 地方事務所は、同事務所が行った指名・通知に基づいて国選弁護人等に選任された一般国選弁護人等契約弁護士について、報酬及び費用を算定し、当該弁護士にその算定額を通知する。

3 前項の規定に基づく通知額に対し、弁護士から不服の申立てがされたときは、地方事務所は、再度の算定を行い、金額を訂正すべきときは訂正した金額を、それ以外ときは前項の規定に基づいて通知した金額を、当該弁護士に通知し、かつ、その額を、一般国選弁護人等契約に基づいて当該弁護

づいて当該弁護士に支払うべき報酬及び費用の額として本部事務所に報告する。

- 4 前項に規定する不服の申立てがされることなく一般国選弁護士等契約又は一般被害者参加弁護士契約に規定する不服申立期間を経過したときは、地方事務所は、第2項の規定に基づいて算定した額を、それぞれの契約に基づいて一般国選弁護士等契約弁護士又は一般被害者参加弁護士契約弁護士に支払うべき報酬及び費用の額として本部事務所に報告する。
- 5 本部事務所は、第3項又は前項に規定する報告を受けたときは、一般国選弁護士等契約又は一般被害者参加弁護士契約に定めるところにより、一般国選弁護士等契約弁護士又は一般被害者参加弁護士契約弁護士に対して、当該報告に係る額を支払う。

第5款 支援法第39条第4項、第39条の2第3項及び第39条の3第3項に規定する協力に関する事項

(支援法第39条第4項に規定する裁判所及び検察官に対する協力)

第76条 (略)

- 2 地方事務所は、当該地方事務所の指名通知に基づいて国選弁護士が選任された事件について、裁判所から、訴訟費用の負担について判断するために必要があるとして、国選弁護士に係る訴訟費用の額の概算に関する協力を求められたときは、裁判所の求めに応じ、遅滞なく、訴訟費用の額の概算に関する資料を提供する。
- 3 地方事務所は、当該地方事務所の指名通知に基づいて一括国選弁護士契約弁護士又は勤務弁護士が国選弁護士に選任された事件について、裁判所から、支援法第39条第2項第2号の規定に基づいて旅費、日当、

士に支払うべき報酬及び費用の額として本部事務所に報告する。

- 4 第2項の規定に基づく算定額の通知を行った地方事務所は、前項の規定に基づく不服の申立てがされることなく一般国選弁護士等契約に規定する不服申立期間を経過したときは、第2項の規定に基づいて算定した額を、同契約に基づいて当該弁護士に支払うべき報酬及び費用の額として本部事務所に報告する。
- 5 本部事務所は、第3項又は前項の規定に基づく報告に係る金額を、一般国選弁護士等契約に規定する方法により、当該弁護士に支給すべき報酬及び費用として支払う。

第5款 支援法第39条第4項及び第39条の2第3項に規定する協力に関する事項

(支援法第39条第4項に規定する裁判所及び検察官に対する協力)

第76条 (同左)

- 2 地方事務所は、同事務所の指名・通知に基づいて国選弁護士が選任された事件について、裁判所から、訴訟費用の負担について判断するために必要があるとして、国選弁護士に係る訴訟費用の額の概算に関する協力を求められたときは、裁判所の求めに応じ、訴訟費用の額の概算に関する資料を遅滞なく提供する。
- 3 地方事務所は、同事務所の指名・通知に基づいて一括国選弁護士契約弁護士又は勤務弁護士が国選弁護士に選任された事件について、裁判所から、支援法第39条第2項第2号の規定に基づいて旅費、日当、宿

宿泊料及び報酬の額を定めるために必要があるとして、国選弁護人に係る訴訟費用の額の概算に関する協力を求められたときは、遅滞なく、訴訟費用の額の概算に関する資料を提供する。

- 4 地方事務所は、当該地方事務所の指名通知に基づいて普通国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任された事件について、訴訟費用の負担を命ずる裁判が確定したときは、検察官からの求めに応じ、遅滞なく、前条第3項又は第4項の規定に基づいて本部事務所に報告した報酬及び費用の額並びに内訳を検察官に通知する。

(支援法第39条の2第3項に規定する裁判所に対する協力)

第76条の2 (略)

- 2 地方事務所は、当該地方事務所の指名通知に基づいて一般国選付添人契約弁護士が国選付添人に選任された事件について、費用の徴収を命ずる裁判が確定したときは、裁判所からの求めに応じ、遅滞なく、第75条第3項又は第4項の規定に基づいて本部事務所に報告した報酬及び費用の額並びに内訳を裁判所に通知する。

(支援法第39条の3第3項に規定する裁判所に対する協力)

第76条の3 センターは、被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者参加弁護士に選定された事件について、裁判所に対し、国選被害者参加弁護士に係る費用の額の算定に関し必要な協力を行う。

- 2 地方事務所は、当該地方事務所の指名通知に基づいて一般被害者参加弁護士契約弁護士が国選被害者参加弁護士に選定された事件について、費用の徴収を命ずる裁判が確定したときは、裁判所からの求めに応じ、遅滞なく、第75条第3項又は第4項の規

泊料及び報酬の額を定めるために必要があるとして、国選弁護人に係る訴訟費用の額の概算に関する協力を求められたときは、訴訟費用の額の概算に関する資料を遅滞なく提供する。

- 4 地方事務所は、回事務所の指名・通知に基づいて普通国選弁護人契約弁護士が国選弁護人に選任された事件について、訴訟費用の負担を命ずる裁判が確定したときは、検察官からの求めに応じ、前条第3項又は第4項の規定に基づいて本部事務所に報告した報酬及び費用の額並びに内訳を遅滞なく検察官に通知する。

(支援法第39条の2第3項に規定する裁判所に対する協力)

第76条の2 (同左)

- 2 地方事務所は、回事務所の指名・通知に基づいて一般国選付添人契約弁護士が国選付添人に選任された事件について、費用の徴収を命ずる裁判が確定したときは、裁判所からの求めに応じ、第75条第3項又は第4項の規定に基づいて本部事務所に報告した報酬及び費用の額並びに内訳を遅滞なく裁判所に通知する。

(新設)

定に基づいて本部事務所に報告した報酬及び費用の額並びに内訳を裁判所に通知する。

第6款 支援法第39条第5項に規定する訴訟費用の見込額の通知に関する事項

(支援法第39条第5項に規定する被告人又は被疑者に対する訴訟費用の見込額の通知)

第77条 地方事務所は、当該地方事務所の指名通知に基づいて国選弁護士が選任された事件について、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第500条の2の規定により訴訟費用の概算額の予納をしようとする被告人又は被疑者の求めがある場合には、遅滞なく、当該事件について普通国選弁護士契約弁護士が国選弁護士に選任されているときにあつては、普通国選弁護士契約に基づいて報酬及び費用を算定し、勤務弁護士又は一括国選弁護士契約弁護士が国選弁護士に選任されているときにあつては、当該事件について普通国選弁護士契約弁護士が国選弁護士に選任されて法律事務を取り扱った場合における報酬及び費用を算定し、その算定額及び内訳を、国選弁護士に係る訴訟費用の見込額として当該被告人又は被疑者に通知する。

第7款 支援法第43条第1号に掲げる勘定の管理に関する事項

(国選弁護、国選付添及び被害者国選弁護関連業務勘定の管理)

第78条 センターは、支援法第43条第1号に規定する勘定として、同法第30条第1項第3号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理について国選弁護、国選

第6款 (同左)

(支援法第39条第5項に規定する被告人又は被疑者に対する訴訟費用の見込額の通知)

第77条 地方事務所は、同事務所の指名・通知に基づいて国選弁護士が選任された事件について、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第500条の2の規定により訴訟費用の概算額の予納をしようとする被告人又は被疑者の求めがある場合には、当該事件について普通国選弁護士契約弁護士が国選弁護士に選任されているときにあつては、普通国選弁護士契約に基づいて報酬及び費用を算定し、勤務弁護士又は一括国選弁護士契約弁護士が国選弁護士に選任されているときにあつては、当該事件について普通国選弁護士契約弁護士が国選弁護士に選任されて法律事務を取り扱ったと仮定して報酬及び費用を算定し、その算定額及び内訳を、国選弁護士に係る訴訟費用の見込額として遅滞なく当該被告人又は被疑者に通知する。

第7款 (同左)

(国選弁護及び国選付添関連業務勘定の管理)

第78条 センターは、支援法第43条第1号に規定する勘定として、同法第30条第1項第3号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に係る経理について国選弁護及び国

<p>付添及び被害者国選弁護勘定を、同号に掲げる業務以外の業務に係る経理について一般勘定を設けて整理する。</p> <p><u>附則（平成20年11月 日法務大臣変更認可）</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>第1条 この業務方法書の変更は、平成20年12月1日から施行する。</u></p> <p>（経過措置）</p> <p><u>第2条 この業務方法書の変更前に第5条第3号に規定する援助の申込のあった事件</u>に関しては、変更後の別表2にかかわらず、なお従前の例による。</p>	<p>選付添勘定を、同号に掲げる業務以外の業務に係る経理について一般勘定を設けて整理する。</p> <p>（経過措置）</p> <p><u>第2条 この業務方法書の変更前に援助開始決定した事件</u>に関しては、変更後の別表2の規定にかかわらず、なお従前の例による。</p>
<p>別表1 （別紙改正後のとおり）</p> <p>別表2 （別紙改正後のとおり）</p> <p>別表3 （別紙改正後のとおり）</p>	<p>別表1 （別紙現行のとおりに）</p> <p>（新設）</p> <p>別表2 （別紙現行のとおりに）</p>

## 別表1 (改正後)

### 代理援助等資力基準

業務方法書第9条に規定する「資力に乏しい国民等」とは、この基準の第1及び第2のいずれをも満たす者をいう。

#### 第1 収入等に関する基準

##### 1 収入等

- 一 申込者の収入（手取り月収額（賞与を含む）をいう。以下同じ。）にその配偶者の収入を加算した額が、その家族の人数に応じ、下記の基準額以下であること。

単身者 182,000円

2人家族 251,000円

3人家族 272,000円

4人家族 299,000円

以下、家族1名増加する毎に基準額に30,000円を加算する。

- 二 援助申込以前における援助に係る事件に関する保険金で、将来給付されるものは、申込者の収入とみなす。

- 三 申込者が生活保護法に定める保護の基準の一級地に居住している場合には、この基準の第1の1の一に規定する基準額に10%を加算した額をもって基準額とする。

- 四 申込者又はその配偶者が、家賃又は住宅ローンを負担している場合は、次の額を限度に当該負担に係る額をこの基準の第1の1の一に規定する基準額に加算することができる。

単身者 41,000円

2人家族 53,000円

3人家族 66,000円

4人家族以上 71,000円

##### 2 収入等に関する補足

- 一 申込者と同居している家族（配偶者を除く。）で、申込者の生計に貢献していることが明らかな者の収入は、貢献している範囲で申込者の収入に加算することができる。

- 二 配偶者又はこの基準の第1の2の一に規定する同居の家族が申込者の事件の相手方である場合には、当該配偶者又は同居の家族の収入は申込者の収入に加算しない。
  - 三 この基準の第1の1の三に規定する地域以外の地域についても、理事長はこの基準の第1の1の三に規定する措置と同様の措置をとる地域を定めることができる。
  - 四 地域の実情により、理事長は、この基準の第1の1の四に規定する額を上回る限度額を定めることができる。
- 3 医療費、教育費、その他職業上やむを得ない出費等の負担があるとき申込者の収入にその配偶者の収入を加算した額がこの基準の第1の1及び同第1の2に定めるところにより算定した基準額を上回る場合であっても、医療費、教育費又は職業上やむを得ない出費等の負担により、生計が困難であると認められるときは、この基準を満たしているものとして取り扱うことができる。

## 第2 資産に関する基準

### 1 資産

申込者又はその配偶者が所有する不動産その他の資産（次の一から三に掲げるものを除く。）が、理事長が別に定める基準以下であること。

- 一 援助に係る事件の係争物件
- 二 生活のために必要な住宅及び農地
- 三 配偶者が当該紛争の相手方である場合における、配偶者の所有する資産

- 2 医療費、教育費、その他職業上やむを得ない出費等の負担があるとき申込者又はその配偶者の有する資産が上記の基準を上回る場合であっても、医療費、教育費又は職業上やむを得ない出費等の負担により、生計が困難であると認められるときは、この基準を満たしているものとして取り扱うことができる。

## 第3 その他の例外的事項

申込者の資力が第1又は第2の基準に適合しない場合であっても、申込

案件の性質等により、特に多額の弁護士費用を要することがやむを得ない場合であって、申込者に資金調達の方法がなく、援助しなければ訴訟の準備及び遂行が著しく困難となるおそれのある場合であって、援助をすることが相当と認められるときは、資力の判定においてこの事情を考慮し、第1及び第2の基準に適合するものと認めることができる。

別表 1 (現行)

民事法律扶助資力基準

業務方法書第9条に規定する資力基準を次のとおり定める。

第1 収入等

1 収入等

一 申込者及び配偶者の手取り月収額（賞与を含む）の基準は次のとおりとする。

単身者 182,000円以下

2人家族 251,000円以下

3人家族 272,000円以下

4人家族 299,000円以下

以下、家族1名増加する毎に基準額に30,000円を加算する。

二 申込者と同居している家族で、申込者の生計に貢献していることが明らかな者の収入は、貢献している範囲で申込者の収入に加算することができる。

三 配偶者又は二の同居の家族が申込者の事件の相手方である場合にはその収入は申込者の収入に加算しない。

四 申込者が生活保護法に定める保護の基準の一級地に居住している場合には、一の基準額に10%を加算した額をもって基準額とする。これ以外の地域についても、理事長は同様の措置をとる地域を定めることができる。

2 家賃・住宅ローンを負担している場合の加算

申込者又はその配偶者が、家賃又は住宅ローンを負担している場合、次の額を限度に負担額を上記基準額に加算することができる。

単身者 41,000円以下

2人家族 53,000円以下

3人家族 66,000円以下

4人家族以上 71,000円以下

ただし、地域の実情により、理事長は、上記額を上回る限度額を定めることができる。

- 3 医療費・教育費その他職業上やむを得ない出費等の負担があるとき  
申込者又はその配偶者の収入が上記の基準を上回る場合であっても、  
医療費、教育費、職業上やむを得ない出費等の負担により、生計が困難  
であると認められるときは援助を決定できる。

## 第2 資産

申込者又はその配偶者が不動産その他の資産を有するときには、次の場  
合を除いて有資力者とみなす。

- 1 資産が係争物件であるとき
- 2 生活のために必要な住宅及び農地
- 3 配偶者が当該紛争の相手方であるとき
- 4 医療費、教育費、職業上やむを得ない出費等の負担により、生計が困  
難であると認められるとき

## 第3 その他

- 1 援助申込以前における当該事件に係る保険金は、申込者の収入とみな  
す。ただし、第1の3に掲げる事情のあるときは援助を決定できる。
- 2 申込者の資力が第1又は第2の基準に適合しない場合には援助しな  
い。ただし、申込案件の性質等により、特に多額の弁護士費用を要する  
ものについて、申込者に資金調達の方法が他になく、援助しないと訴訟  
の準備及び遂行が著しく困難となるおそれのある場合には、資力の判定  
においてこの事情を考慮することができる。

## 別表 2（新設）

### 法律相談援助資力基準

業務方法書第 15 条に規定する「資力に乏しい国民等」とは、この基準の第 1 及び第 2 のいずれをも満たす者をいう。

#### 第 1 収入等に関する基準

別表 1 の第 1 に同じ。ただし、同 1 の二及び同 2 の一は適用しない。

#### 第 2 資産に関する基準

- 1 申込者又はその配偶者が有する現金又は預貯金の額が、理事長が別に定める基準以下であること。
- 2 別表 1 第 2 の 2 に同じ。



	案件の内容	訴 額	実 費		着 手 金		報 酬 金	
			立替支出額	備 考	立替支出額	備 考	立替支出額	備 考
(6) その他	⑥ 家事審判 (甲) 事件	成年後見等を除く 家事審判(甲)事件	10,000円 ～20,000円		31,500円～42,000円		原則としてなしとする。ただし、事案が複雑困難な場合は、離婚・認知等請求事件に準ずる。	
		成年後見人等申立事件	20,000円		63,000円～105,000円			
	⑦ 労働審判事件		20,000円	印紙代は別途支出する。	84,000円～126,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては157,500円まで支出することができる。	金銭事件～不動産事件に準ずる。	
	⑧ 保護命令事件		20,000円		○口頭弁論又は審尋がある場合 126,000円 ○口頭弁論又は審尋がない場合 52,500円	事件の性質上特に処理が困難なものについては189,000円まで支出することができる。		
	⑨ 証拠保全事件		20,000円	保全後の調査を含む時は、3万円程度を加算する。	63,000円～84,000円		本案事件と一括して決定する。	
	⑩ 被告・被控訴事件		20,000円 反訴を含む時は 35,000円			金銭事件～行政事件に準ずる。	金銭事件～行政事件に準ずる。	被控訴事件で、一審扶助の時は一括して決定する。
	⑪ 涉外事件		50,000円	翻訳料は別途支出する。		金銭事件～家事事件に準ずる。	金銭事件～家事事件に準ずる。	
	⑫ 控訴事件			金銭事件～行政事件に準ずる。		金銭事件～行政事件に準ずる。	金銭事件～行政事件に準ずる。	
	⑬ 示談交渉事件	特に処理が簡易なもの	10,000円		31,500円～42,000円	1. 交渉不成立の場合本訴を関連扶助する。費用は金銭事件に準じ適宜減額する。	金銭事件～家事事件に準ずる。	
		上記以外のもの	20,000円		63,000円～105,000円	2. 事件の性質上特に処理が困難なものについては157,500円まで支出することができる。		
	⑭ 支払督促		5,000円		21,000円～42,000円		金銭事件に準ずる。	
	⑮ 任意整理事件・ 特定調停事件	債権者数 1社～5社	25,000円	夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に13,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	105,000円	1. 夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に63,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。 2. 事件の性質上特に処理が困難なものについては283,500円まで支出することができる。		
		6社～10社	25,000円		147,000円			
		11社～20社	30,000円		168,000円			
		21社以上	35,000円		189,000円			
	⑯ 自己破産事件	債権者数 1社～10社	23,000円	1. 予納金は被援助者直接負担とする。 2. 夫婦双方援助のときは、基準額に13,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	126,000円	1. 管財事件は210,000円まで支出することができる。 2. 夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に63,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。 3. 事件の性質上特に処理が困難なものについては268,000円まで支出することができる。		
11社～20社		23,000円	147,000円					
21社以上		23,000円	178,500円					
⑰ 民事再生手続	債権者数 1社～10社	35,000円	1. 予納金は被援助者直接負担とする。 2. 夫婦双方援助のときは、基準額に13,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	157,500円	1. 個人再生委員が付かない事件又は評価申立がある事件は31,500円を限度に左欄記載の金額より増額することができる。 2. 夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に63,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。 3. 事件の性質上特に処理が困難なものについては315,000円まで支出することができる。			
	11社～20社	35,000円		178,500円				
	21社以上	35,000円		210,000円				
⑱ 損害賠償命令事件		10,000円～25,000円	国選被害者参加弁護士が申立人側の受任者となる場合は20,000円とし、国選弁護士が相手方側の受任者となる場合は10,000円とする。	52,500円～94,500円	国選被害者参加弁護士又は国選弁護士が受任者となる場合の標準額は73,500円とする。	事件の性質上特に処理が困難なものについては136,500円まで支出することができる。	1. 相手方等から現実に金銭を入手したときは、金銭事件に準ずる。 2. 当面取立ができない事件の報酬金は21,000円とする。 3. 相手方の請求を排除した場合の報酬金は21,000円とする。	事件の難易、出廷回数等の考慮については金銭事件と同じ。

(注)

1. 被援助者が事件に関し相手方等から金銭等を得た場合には、報酬金の全部又は一部を、立替えては、被援助者が直接受任者に支払うものとする（業務方法書第57条第2項）。
2. 立替基準にない類型の事件については、手続態様等が最も近い事件の立替基準を準用する。
3. 既に代理援助又は書類作成援助が行われた事件に関連する案件で、両件の間で争点、資料、弁護活動の共通性が高く、受任者の負担が特に軽い場合は、着手金を立替支出額欄記載の金額の50%程度まで減額して決定することができる。
4. 追加支出限度額（限度額を超える場合には原則として被援助者直接負担とする。）

(1) 鑑: 50万円	(5) 記録謄写料	20万円
(2) 登: 35万円	(6) 通訳料	10万円
(3) 印: 35万円	(7) 翻訳料	10万円
(4) 執: 50万円	(8) その他実費	30万円
(但し、医療過誤事件は80万円)	( (1) ~ (7) 以外の実費すべてを合算しての限度額 )	
(但し、民事執行（不動産）事件は100万円)		
5. 被援助者が多数にわたる場合の着手金  
同一の訴訟、調停等の手続きにおいて、被援助者が多数にわたる場合には、受任者の事件処理上の負担に応じ、1人あたり52,500円まで増額支出することができる。
6. 以上の金額は、税別の表示があるものを除いて、すべて税込表示である。

2. 書類作成援助立替基準

手 続	書面の種類	実費		報酬	
		立替支出額	備考	立替支出額	備考
1. 通常訴訟手続	訴状・答弁書・準備書面等	初回実費 原告15,000円 被告8,000円 追加実費 書類作成1回につき5,000円を追加する。	1. 追加支出限度額を20,000円とする。 2. 訴訟救助を受けるものとする。 訴訟救助が受けられなかった場合、印紙代を追加する。	初回報酬26,250円  追加報酬 書類作成1回につき 21,000円～26,250円	追加報酬限度額を105,000円とする。
2. 督促手続	支払督促申立書（仮執行宣言を含む）	8,000円	債務者1名増加するごとに5,000円を追加支出する。	支払督促申立書の作成 21,000円 仮執行宣言申立書の作成 15,750円を追加する。	異議申立てのある場合には、訴状に代わる準備書面を作成する。この場合には訴状・答弁書作成援助の追加費用、追加報酬を支出する。
3. 民事保全手続	仮差押・仮処分申立書（供託を含む）	15,000円	保証金、登録税は被援助者直接負担とする。	42,000円～47,250円	
4. 民事執行手続	不動産執行申立書	25,000円	予納金は被援助者直接負担とする。	57,750円～63,000円	
	動産執行申立書	5,000円		21,000円～26,250円	
	債権執行申立書	10,000円		26,250円～36,750円	
5. 調停、審判、和解、非訟事件手続	各申立書	初回実費 10,000円 追加実費 書類作成1回につき5,000円を追加する。	追加支出限度額を20,000円とする。	初回報酬26,250円  追加報酬 書類作成1回につき 21,000円	追加報酬限度額を42,000円とする。
6. 成年後見人等申立て	申立書	15,000円	家事審判規則第24条による鑑定費用は別途被援助者のため支出する。	42,000円～63,000円	
7. 破産事件手続	自己破産申立書（免責申立書を含む）	17,000円	1. 予納金は被援助者直接負担とする。 2. 夫婦双方援助のときは、8,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	債権者20社まで 84,000円 21社以上 94,500円とすることができる。	夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に42,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。
8. 民事再生手続	再生手続開始申立書（再生手続に係る一切の書類作成を含む）	20,000円	1. 予納金は被援助者直接負担とする。 2. 夫婦双方援助のときは、8,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	105,000円	夫婦双方援助のときは、42,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。
9. 少額訴訟手続	訴状	8,000円	被告1名増加するごとに5,000円を追加する。 訴額は10万円以上を対象とする。	21,000円	

- (注) 1. 書類作成の上で、事案が特に複雑であり、作成に大きな困難を伴う場合には、事情により報酬を増額することができる。  
ただし、追加支出限度額を超えないものとする。  
2. 予見できない事情により、実費が決定額を超えた場合、受託者の申し出により超過額を支出することができる。  
3. 立替基準にない類型の事件については、手続態様等が最も近い事件の立替基準を準用する。  
4. 以上の金額は、すべて税込表示である。

別表2 1. 代理援助立替基準 (現行)

	案件の内容	訴 額	実 費		着 手 金		報 酬 金	
			立替支出額	備 考	立替支出額	備 考	立替支出額	備 考
(1) 金 銭 事 件	(イ) 交通事故、その他損害賠償請求、金銭請求事件	～ 50万円未満 50万円以上 100万円未満 100万円以上 200万円未満 200万円以上 300万円未満 300万円以上 500万円未満 500万円以上 1,000万円未満 1,000万円以上	25,000円 35,000円 〃 〃 〃 〃 〃	1. 訴訟救助を受けるものとする。 2. 訴訟救助が受けられなかった場合、印紙代を追加する。	63,000円 94,500円 126,000円 157,500円 178,500円 210,000円 231,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては367,500円まで支出することができる。	1. 現実に入手した金銭が、3,000万円までは、その10% (税別) を基準とする。 現実に入手した金銭が、3,000万円を超える部分については、その超える部分の6% (税別) を加算する。 2. 当面取立てができない事件の報酬金は63,000円～126,000円とし、標準額を84,000円とする。 3. 相手方の請求を排除した場合の報酬金は、着手金の7割相当額とし、訴訟事件の場合は、出廷回数に金10,500円を乗じた額をこれに加算する。ただし、出廷回数による加算額は、請求排除額の10%を超えないものとする。	1. 事件の難易、出廷回数等を考慮し、増減することができる。 出廷回数は1回10,500円を基準とする。
	(ロ) 手形訴訟		(イ)の2分の1		(イ)の2分の1			
(2) 不 動 産 ・ 動 産 事 件	所有権確認・登記抹消・明渡請求・借地・借家	～ 50万円未満 50万円以上 100万円未満 100万円以上 200万円未満 200万円以上 300万円未満 300万円以上 500万円未満 500万円以上 1,000万円未満 1,000万円以上	25,000円 35,000円 〃 〃 〃 〃 〃	1. 訴訟救助を受けるものとする。 2. 訴訟救助が受けられなかった場合、印紙代を追加する。	63,000円 94,500円 126,000円 157,500円 178,500円 210,000円 231,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては367,500円まで支出することができる。	1. 受けた利益が、1,000万円までは、その10% (税別) を基準とする。 受けた利益が、1,000万円を超え3,000万円までは、その超える部分の6% (税別) を加算する。 受けた利益が、3,000万円を超え5,000万円までは、その超える部分の5% (税別) を加算する。 受けた利益が、5,000万円を超える部分については、その超える部分の4% (税別) を加算する。	1. 事件の難易、出廷回数等の考慮については金銭事件に同じ。 2. 時価の算定は国土交通省の公示価格・相続税の路線価格を参考に決定する。 3. 受けた利益が不明の場合には、争いの実態を勘案し評価する。
	借地非訟事件 境界事件		25,000円 不動産事件に準ずる。		105,000円～157,500円 157,500円～210,000円 標準額を189,000円とする			
(3) 家 事 事 件	離婚・認知等請求		35,000円	1. 訴訟救助を受けるものとする。 2. 訴訟救助が受けられなかった場合、印紙代を追加する。	○公示送達事件 84,000円 ○金銭請求を伴わないもの 189,000円～241,500円 標準額を220,500円とする ○金銭請求を伴うもの 金銭請求と同様とする。ただし220,500円を下回らないものとする。	事件の性質上特に処理が困難なものについては367,500円まで支出することができる。	1. 財産的給付がない又は当面取立てができない事件の報酬金は63,000円～126,000円とし、標準額を84,000円とする。 2. 公示送達事件 63,000円～84,000円 3. 金銭給付のある場合には、金銭事件に準ずる。 4. 金銭以外の財産的給付のある場合には、不動産・動産事件に準ずる。 5. 財産的給付のある場合の報酬金の下限は84,000円とする。	1. 受けた利益の算定については、扶養料の分割払いの場合には2年分、遺産分割事件については相続分の3分の1とし、報酬金はそれぞれその10% (税別) とする。 2. 事件の難易、出廷回数等の考慮については金銭事件と同じ。
	遺産分割事件 (調停も同様)		35,000円		金銭事件に準ずる。	訴訟の算定は目的物の価額の1/3を基準とする。	金銭事件～不動産事件に準ずる。(備考参照)	
(4) 行 政 事 件			35,000円	印紙代は別途支出する。	157,500円～231,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては367,500円まで支出することができる。	110,000円～162,000円に、出廷回数1回につき10,500円を乗じた額を加算する。	事件の難易等を考慮し、増減することができる。
(5) 保 全 事 件	仮差押・仮処分		20,000円	保証金、登録税は決定額を支出する。	42,000円～63,000円		本案事件と一括して決定する。	本案と保全の受任弁護士が異なる場合には実情に応じ決定する。
	労働事件斯行仮処分		20,000円		126,000円～189,000円		金銭事件～不動産事件に準ずる。	
(6) そ の 他	① 強制執行事件		20,000円 ○少額訴訟債権執行 15,000円	予納金は別途支出する。	○強制執行単独援助の場合 52,500円～73,500円 ○関連事件がある場合 執行対象が不動産の場合 52,500円～73,500円 執行対象が債権・動産の場合 42,000円～63,000円 ○少額訴訟債権執行 42,000円		本案事件と一括して決定する。	本案と執行の受任弁護士が異なる場合には実情に応じ決定する。
	② 財産開示手続		15,000円		31,500円～42,000円			
	③ 執行停止事件		10,000円	予納金は別途支出する。但し、被援助者の直接負担を求めることがある。	52,500円～73,500円		本案事件と一括して決定する。	
	④ 民事調停事件		20,000円	印紙代は別途支出する。	42,000円～105,000円 ○調停不調の本訴 調停事件の着手金の2分の1相当額を減じる。	建築瑕疵又は医療過誤その他事件の性質上特に処理が困難なものについては157,500円まで支出することができる。	金銭事件～不動産事件に準ずる。	
	⑤ 家事調停事件・家事審判(乙)事件		20,000円 ○調停不調の本訴 35,000円 ○調停・本訴一括扶助 各 20,000円		84,000円～126,000円 ○調停不調の本訴 157,500円 ○調停・本訴一括扶助 調停 84,000円～105,000円 本訴157,500円	調停不調のときは本訴を関連扶助する。 事件の性質上特に処理が困難なものについては189,000円まで支出することができる。	離婚・認知等請求事件に準ずる。	

	案件の内容	訴 額	実 費		着 手 金		報 酬 金	
			立替支出額	備 考	立替支出額	備 考	立替支出額	備 考
そ の 他	⑥ 家事審判 (甲) 事件	成年後見等を除く 家事審判(甲)事件	10,000円 ～20,000円		31,500円～42,000円		原則としてなしとする。ただし、事案が複雑困難な場合は、離婚・認知等請求事件に準ずる。	
		成年後見人等申立事件	20,000円		63,000円～105,000円			
	⑦ 労働審判事件		20,000円	印紙代は別途支出する。	84,000円～126,000円	事件の性質上特に処理が困難なものについては157,500円まで支出することができる。	金銭事件～不動産事件に準ずる。	
	⑧ 保護命令事件		20,000円		○口頭弁論又は審尋がある場合 126,000円 ○口頭弁論又は審尋がない場合 52,500円	事件の性質上特に処理が困難なものについては189,000円まで支出することができる。		
	⑨ 証拠保全事件		20,000円	保全後の調査を含む時は、3万円程度を加算する。	63,000円～84,000円		本案事件と一括して決定する。	
	⑩ 被告・被控訴事件		20,000円 反訴を含む時は 35,000円		金銭事件～行政事件に準ずる。		金銭事件～行政事件に準ずる。	被控訴事件で、一審扶助の時は一括して決定する。
	⑪ 涉外事件		50,000円	翻訳料は別途支出する。	金銭事件～家事事件に準ずる。		金銭事件～家事事件に準ずる。	
	⑫ 控訴事件		金銭事件～行政事件に準ずる。		金銭事件～行政事件に準ずる。		金銭事件～行政事件に準ずる。	
	⑬ 示談交渉事件	特に処理が簡易なもの	10,000円		31,500円～42,000円	1. 交渉不成立の場合本訴を関連扶助する。費用は金銭事件に準じ適宜減額する。	金銭事件～家事事件に準ずる。	
		上記以外のもの	20,000円		63,000円～105,000円	2. 事件の性質上特に処理が困難なものについては157,500円まで支出することができる。		
	⑭ 支払督促		5,000円		21,000円～42,000円		金銭事件に準ずる。	
	⑮ 任意整理事件・ 特定調停事件	債権者数 1社～5社	25,000円	夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に13,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	105,000円	1. 夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に63,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。 2. 事件の性質上特に処理が困難なものについては283,500円まで支出することができる。		
		6社～10社	25,000円		147,000円			
11社～20社		30,000円	168,000円					
21社以上		35,000円	189,000円					
⑯ 自己破産事件	債権者数 1社～10社	23,000円	1. 予納金は被援助者直接負担とする。 2. 夫婦双方援助のときは、基準額に13,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	126,000円	1. 管財事件は210,000円まで支出することができる。 2. 夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に63,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。 3. 事件の性質上特に処理が困難なものについては268,000円まで支出することができる。			
	11社～20社	23,000円		147,000円				
	21社以上	23,000円		178,500円				
⑰ 民事再生手続	債権者数 1社～10社	35,000円	1. 予納金は被援助者直接負担とする。 2. 夫婦双方援助のときは、基準額に13,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	157,500円	1. 個人再生委員が付かない事件又は評価申立がある事件は31,500円を限度に左欄記載の金額より増額することができる。 2. 夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に63,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。 3. 事件の性質上特に処理が困難なものについては315,000円まで支出することができる。			
	11社～20社	35,000円		178,500円				
	21社以上	35,000円		210,000円				

(注)

- 被援助者が事件に関し相手方等から金銭等を得た場合には、報酬金の全部又は一部を、立替ではなく、被援助者が直接受任者に支払うものとすることができる(業務方法書第57条第2項)。
- 立替基準にない類型の事件については、手続態様等が最も近い事件の立替基準を準用する。
- 既に代理援助又は書類作成援助が行われた事件に関連する案件で、両件の間で争点、資料、弁護活動の共通性が高く、受任者の負担が特に軽い場合は、着手金を立替支出額欄記載の金額の50%程度まで減額して決定することができる。
- 追加支出限度額(限度額を超える場合には原則として被援助者直接負担とする。)
 

(1) 鑑定料	50万円 (但し、医療過誤事件は80万円)	(5) 記録謄写料	20万円
(2) 登録免許税	35万円	(6) 通訳料	10万円
(3) 印紙代	35万円	(7) 翻訳料	10万円
(4) 執行予納金	50万円 (但し、民事執行(不動産)事件は100万円)	(8) その他実費	30万円

(1)～(7)以外の実費すべてを合算しての限度額)
- 被援助者が多数にわたる場合の着手金  
同一の訴訟、調停等の手続きにおいて、被援助者が多数にわたる場合には、受任者の事件処理上の負担に応じ、1人あたり52,500円まで増額支出することができる。
- 以上の金額は、税別の表示があるものを除いて、すべて税込表示である。

2. 書類作成援助立替基準

手続	書面の種類	実費		報酬	
		立替支出額	備考	立替支出額	備考
1. 通常訴訟手続	訴状・答弁書・準備書面等	初回実費 原告15,000円 被告8,000円 追加実費 書類作成1回につき5,000円を追加する。	1. 追加支出限度額を20,000円とする。 2. 訴訟救助を受けるものとする。 訴訟救助が受けられなかった場合、印紙代を追加する。	初回報酬26,250円  追加報酬 書類作成1回につき 21,000円～26,250円	追加報酬限度額を105,000円とする。
2. 督促手続	支払督促申立書（仮執行宣言を含む）	8,000円	債務者1名増加するごとに5,000円を追加支出する。	支払督促申立書の作成21,000円 仮執行宣言申立書の作成15,750円を追加する。	異議申立てのある場合には、訴状に代わる準備書面を作成する。この場合には訴状・答弁書作成援助の追加費用、追加報酬を支出する。
3. 民事保全手続	仮差押・仮処分申立書（供託を含む）	15,000円	保証金、登録税は被援助者直接負担とする。	42,000円～47,250円	
4. 民事執行手続	不動産執行申立書	25,000円	予納金は被援助者直接負担とする。	57,750円～63,000円	
	動産執行申立書	5,000円		21,000円～26,250円	
	債権執行申立書	10,000円		26,250円～36,750円	
5. 調停、審判、和解、非訟事件手続	各申立書	初回実費 10,000円 追加実費 書類作成1回につき5,000円を追加する。	追加支出限度額を20,000円とする。	初回報酬26,250円  追加報酬 書類作成1回につき 21,000円	追加報酬限度額を42,000円とする。
6. 成年後見人等申立て	申立書	15,000円	家事審判規則第24条による鑑定費用は別途被援助者のため支出する。	42,000円～63,000円	
7. 破産事件手続	自己破産申立書（免責申立書を含む）	17,000円	1. 予納金は被援助者直接負担とする。 2. 夫婦双方援助のときは、8,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	債権者20社まで 84,000円 21社以上 94,500円とすることができる。	夫婦双方援助のときは、双方合計債権者数の基準額に42,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。
8. 民事再生手続	再生手続開始申立書（再生手続に係る一切の書類作成を含む）	20,000円	1. 予納金は被援助者直接負担とする。 2. 夫婦双方援助のときは、8,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。	105,000円	夫婦双方援助のときは、42,000円を加算し、それぞれに分割して支出する。
9. 少額訴訟手続	訴状	8,000円	被告1名増加するごとに5,000円を追加する。 訴額は10万円以上を対象とする。	21,000円	

- (注) 1. 書類作成の上で、事案が特に複雑であり、作成に大きな困難を伴う場合には、事情により報酬を増額することができる。  
ただし、追加支出限度額を超えないものとする。  
2. 予見できない事情により、実費が決定額を超えた場合、受託者の申し出により超過額を支出することができる。  
3. 立替基準にない類型の事件については、手続態様等が最も近い事件の立替基準を準用する。  
4. 以上の金額は、すべて税込表示である。